

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

都市計画の変更

(都市政策課)

ページ

## 告示

岐阜県告示第六百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 都市計画の種類

各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

### 三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

岐阜県公報号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日）（とき）は翌日

平成二十二年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

各務原都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

羽島都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

平成二十二年十二月二十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー  
バイ・オール・テクノセンター